

令和元年 第20回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和元年12月12日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和元年12月12日

東京都教育委員会第20回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第124号議案及び第125号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第126号議案

令和元年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

第127号議案

東京都公立学校長の任命について

第128号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

第129号議案

東京都教育庁職員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 令和元年度東京都教育委員会職員表彰について

(2) 懲戒処分者数等の推移及び服務事故防止に向けた主な取組について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑 (欠席)
委 員	秋 山 千枝子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理恵子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
(書 記) 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和元年第20回定例会を開会いたします。

本日は、宮崎委員から所用により御欠席との届出を頂いております。

本日は、教育新聞社からの取材と、8名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——それでは、許可いたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対しまして、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員をお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回11月14日の第18回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——それでは、第18回定

例会の議事録については承認を頂きました。

前回11月28日の第19回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第126号議案から第129号議案まで、及び報告事項（2）につきましては、人事及び個人情報等に関する案件でございますので、これを非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

次に、教育委員の再任についてでございますが、12月11日、昨日でございますけれども、山口委員の再任につきまして、都議会の同意が得られましたので、この場をお借りしてお知らせをいたします。山口委員には、引き続きよろしくお願いたします。

議 案

第124号議案及び第125号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 それでは、第124号議案及び第125号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件につきまして、都立学校教育部長から御説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第124号議案及び第125号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について御説明いたします。

議案資料を御覧ください。

記書きの1、改正内容でございます。（1）東京都立学校設置条例の改正の内容でございますが、まず、アの都立赤羽商業高校は、「都立高校改革推進計画・新実施計画」に基づき、家庭・福祉高校（仮称）へ改編するため、平成30年度から募集を停止しており、現在在籍しております3年生が今年度末をもって卒業し、閉校となること

に伴い、規定整備を行うものでございます。なお、家庭・福祉高校（仮称）は、令和3年4月に開校を予定しております。

次に、イの都立城北特別支援学校及び都立南花畑特別支援学校につきましては、「東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画」に基づき、両校を発展的に統合し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する都立花畑学園が令和2年4月に開校いたします。そのため、同条例の別表から両校の名称と位置を削除するものでございます。

続きまして（2）東京都立学校設置条例施行規則の改正内容についてでございます。

アは、先ほど条例改正で御説明いたしました、赤羽商業高校の閉校に伴うものでございます。

次の2ページのイのうち、表中の城北特別支援学校及び南花畑特別支援学校につきましても、先ほどの条例改正で御説明したとおりでございます。

表中の一番下の都立八王子特別支援学校についてでございますが、令和2年4月に「東京都特別支援教育推進計画（第2期）・第1次実施計画」に基づき、小学部、中学部、高等部を設置する都立八王子西特別支援学校が開校することに合わせ、校舎の改修及び学部改編をいたします。現在、八王子特別支援学校は、小学部、中学部、高等部を設置しておりますが、令和2年度以降、高等部の生徒は八王子西特別支援学校で受け入れ、八王子特別支援学校を小学部、中学部を設置する学校に改編することから、高等部を廃止する規則改正を行うものでございます。

次に、2の都議会に付議する時期でございますが、令和2年第1回東京都議会定例会を予定しております。

3の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

なお、本施行規則改正案は、東京都議会におきまして、条例案が可決された場合に確定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

【北村委員】 新たに開校する学校と合わせて、閉校ということで、基本的には中

長期的な視点に基づきながら、多様な学びのニーズに応える形で学校を改編していくということはすごく大切なことだと思っております。特に、質問というよりはコメントですけれども、八王子西特別支援学校の高等部ができるに当たって、それまで通っていたところから変わってしまったりする、中学部の子供が、今度は高等部に移ると、今までとは違うところに通ったりすることになると思いますので、当初はいろいろと混乱も予想されると思います。是非安全とか、そういったことを含めて、子供たちへの支援を十分にさせていただきたいなと思っております。

【都立学校教育部長】 八王子特別支援学校はこれから改修に入っておりますので、その間、八王子西特別支援学校に通うというようなことが起こります。委員御指摘のとおり、通学をする学校が変わりますので、頂いた御意見を十分に踏まえ、しっかり子供たちへの支援を行ってまいりたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 令和元年度東京都教育委員会職員表彰について

【教育長】 それでは、報告事項(1)令和元年度東京都教育委員会職員表彰についての説明を、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】 それでは、報告事項の(1)令和元年度東京都教育委員会職員表彰について、御説明を申し上げます。

この教育委員会の職員表彰につきましては、1の目的のところに書いておりますように、教育の発展等に貢献し、その功績が顕著で、成績が優秀な教員やグループ、学校の功労を表彰するものでございます。昭和27年度から実施しております。

3の表彰の対象は、個人表彰と団体表彰がございます。

4の選考方法でございますが、各区市町村教育委員会や都立学校長及び教育庁が、

各部からの推薦に基づきまして、職員表彰審査会の審査を経て決定しております。

次に、5の被表彰者数でございますが、今年度は108名12団体となっております。校種別の内訳は表のとおりでございます。おおむね例年と同様の規模となっております。

6の表彰式でございますが、令和2年2月13日に教育委員の皆さまにも御出席いただき、都庁第一本庁舎5階の大会議場で実施したいと考えております。

次に、表彰者名簿でございます。表彰者の氏名や学校名、主たる功績等について、種別ごとに記載しております。これらの中から具体的な例を4件、簡単に御説明したいと思っております。お手元に配布しました資料を合わせて御覧いただければと思います。

まず、教職員の個人表彰でございますが、立志賞でございます。小学校の2番になっております、武蔵村山市立第七小学校、吉村康佑栄養教諭でございます。

こちらの方が、立志賞の取組事例の1となっております。この方は栄養教諭として、本物の食材に触れて学ぶことを心掛けております。また、地域の生産者を招き、授業を行い、子供たちの食への興味関心を高めております。給食時にも、必ず全教室を回って、子供たちとコミュニケーションを取っているほか、給食委員会の活動にも熱心に取り組んでおります。その成果として、子供たち自身が主体的に食を捉え、残菜を減らすように働き掛けるようになりました。休み時間も、子供たちと一緒に過ごし、修学旅行などの行事にも積極的に同行しております。また、勤務校にとどまらず、市内の教職員研修の講師としても活躍しております。これらの活動から、栄養教諭としての職務に意欲と情熱を持って取り組んでいることを評価し、その将来性が期待できるものとして、立志賞を表彰することとしました。

次に、教職員の中学校の8番になります。荒川区立南千住第二中学校の澤田真樹子主任教諭でございます。

この方は、防災意識の向上と地域貢献を目的として設立されたレスキュー部、これは部活動でございますが、レスキュー部の顧問として、生徒の興味関心を高めて活動を推進しております。宿泊防災訓練のほか、高齢者を支援する「絆^{きずな}ネットワーク活動」として、地元の町会と連携した活動を行っております。高齢者や保育園児の避難

誘導訓練を実施しており、日頃から顔見知りになるため、学校行事の案内を手渡したり、園児の遊び相手をするなど、触れ合いの時間を設ける工夫を重ねています。こうした活動が認められ、全国赤十字大会で実践活動報告をしております。生徒の関心も高まっており、部員数が年々増加している状況です。このように、防災教育に熱心に取り組み、優れた指導力により、生徒の防災意識を向上させ、地域の愛着や誇りを育んでいる点を評価し、今回表彰することといたしました。

続きまして、管理職の特別支援学校3番になります。東京都立光明学園、田村康二朗統括校長でございます。

この方は、特別支援学校における様々な課題に粘り強く取り組んでいました。組織的な学校経営を実施し、多くの成果を上げております。新規の学校の開設に際しましては、肢体不自由、知的障害両部門の教室環境を改善し、言葉、文字、数の獲得に係る指導や、読書指導などの外部専門家の知見も導入しまして、教育活動を充実させております。今の学校である、光明学園では、統括校長として障害の重い児童・生徒の医療的ケアを過大と捉え、保護者の負担軽減を図るため、様々な取組を行い、医療と教育の連携を推進しています。具体的には、専用通学車両内での医療的ケアや、人工呼吸器の管理モデルを全国に先駆けて実施し、重度重複障害の児童・生徒が安心して学べる環境を整備しております。学校長として学校のより一層の向上のため、組織的かつ丁寧な学校経営を行い、着実に成果を上げております。こうしたことから、今回表彰することとしました。

最後に、団体でございます。中学校の2番目、目黒区立第八中学校でございます。

この学校では、人権教育に意欲的に取り組んでおりまして、いじめ防止対策を推進しております。いじめ問題を考える目黒区の会議として、同じ校区の小学生とこの第八中学校の中学生がいじめ問題を共に議論する取組を実施しております。この取組は、子供たちが主体的にいじめについて向き合っていくという機会になっているほか、教職員の間でも子供の情報交換が活発化してきました。会議終了後には、地元住民や青少年委員、主任児童委員らと交え、地域教育懇談会を開き、学校、地域の連携にもつながっております。東京都教育委員会のいじめ問題対策委員会の答申にも取り上げられている取組であり、学校内にとどまらず、都内の全公立学校のいじめ防止の取組に

も大きな貢献を上げているということでございます。そうしたことから、今回表彰することとしました。

簡単ではございますが、この四つが特に今回の取組の例として御説明させていただきました。今回の表彰につきましては、先ほど申し上げましたとおり、108名12団体となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

【遠藤委員】 この職員表彰の後、この表彰された先生方との懇談会というのがあります。私たち教育委員をやっている、その懇談会が一番楽しみです。教育委員で、皆さんといろいろ議論していると、問題のある先生とか、問題のある学校とか、いろいろなことばかりを議論することが多いのですけれども、この職員表彰の後、表彰された個人の先生、あるいは学校の人たちと懇談する機会を頂いている。その中で、その表彰の中身について、いろいろお話を伺うことができ、こんな頑張っている先生が、こういう学校もあるのだという、今、御説明いただいた書面上の中身だけではなくて、生の声を聞けるということが、教育委員としては非常に励みになるというか、勉強になるということです。

それで、その関連もあって、ことしは108名12団体ということですが、近年のこの4年間の数字の中では一番多いという状況です。これは人数とか、あるいは団体の数とか、審査会の審査を経て決めるということですが、上限はあるのでしょうか。あるいは、該当者がいれば全部審査会で審査の上では、数の制限はない、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

【所管課長】 数の制限はございません。区市町村及び都立学校それから庁内から御推薦いただいた方を、審査会で審査をいたしまして、一定の基準を設けて審査をした上で、表彰ということにしておりますので、特に人数に合わせて何か基準を変えるということはありません。

【教育長】 ほかに、いかがでしょうか。

【北村委員】 こうした表彰で、更に多くの先生や学校が、熱心に日々の教育実践

に創意工夫を持って取り組んでいかれることを、励ます、応援する、支援するというのが、すごく良いことだなというふうに感じております。その意味で、今、遠藤委員もおっしゃったように、僕自身も先生方と直接お話して、様々な新しい取組等に感銘を受けたりなんかしているのですが、特にこうして表彰された先生方、実は昨年の教育委員会でも同じようなコメントをした部分があるのですけれども、特に立志賞などで、若い先生が表彰されて、その方々がその後どういうふうに活躍されていって、それをどういうふうに支援していって、あるいは学校等も、うまく表彰されたようなところがモデル校として、他の学校に対して波及効果を上げていくとか、フォローアップというか、更なる支援というか、表彰1回で終わらせてしまわずに、せっかく表彰したそこをステップとして、更に教育活動、教育実践の中身を固めていくようなものにつながっていく、そういうようなことを何か検討されているのでしょうか。検討されていなければ、是非検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【総務部長】 表彰を受けますと、私どものホームページであるとか、プレスであるとか、行っていくのですが、やはり特に小中学校、区市町村教育委員会ですと、それぞれの学校自体の全体の励みということになるのは当然でございます。それで、各区市町村としても、そういった取組について周知を図る取組もしておりますし、御本人はもちろん、その学校全体のモチベーションも上がっているということで、その人の活動が充実していくということはあるというふうに聞いております。そういう意味では、各市町村、都立学校もそうですが、意図的にそういう方を周知していただいているということもございます。

また、私どもの教員採用担当の方にも、そうしたすばらしい先生の取組は載せていきたいと考えておりますので、そうしたところでも是非その先生方の取組の成果を、これから教員を目指す方々にもPRとして使っていきたいというふうに思っております。

こういった取組は、いろいろな実践事例とか、私どももいろいろな分野でまとめておりますので、こういった力のある先生、熱心な先生の取組については、積極的に取り上げて、全体に周知して、教育の底上げに使っていきたいというふうに思っております。いろいろな方法があると思いますので、一つの方法でこの先生方の取組を周知

するというのはなかなか難しいと思っております。私どもの取組全体で、そういったことを進めていきたいというふうに思っております。

【山口委員】 先生たち、日頃本当に熱心に教育活動に貢献していただいている中で、こういった表彰が一つの励みになっていただければと思います。是非、検討課題にさせていただきたいのですけれども、こういった取組事例を見て、あるいは簡単に紹介されたのを見て、例えば若い先生が、いじめ防止対策ですとか、いろいろ普段悩んでいることについて、この先生はこんなことをやっていて、直接聞いてみたいとか、相談してみたいとか、実はその先生方って、学内の先生ではちょっと相談しにくいということがやはりあると思うのですよね。ですけれども、意外とそういうネットワークというのが学外にあるのかどうか。それがなかなか、いろいろな人から、例えばメールでも聞かれてしまうと、また手間になって忙しいとかということはあると思うのですけれども、でも、やはりそういうネットワークを作っていくことが、メンター制度みたいなものにつながって、若い教員の先生たちの資質を更に伸ばしていくということにもなるのではないのでしょうか。あるいは、マネジメントする管理職もたぶんそうだと思うのですよね。意外と打ち明けられないことだったりということが、実は抱えていらっしゃる事が多くて、教育委員会には直接質問したり、相談できたり、できないのではなく、その前の段階で何かできるような、そういうシステムというのが、私もアイデアはないので何とも言えないのですけれども、何かそういうことを少し、中長期的には生かして考えていただけるかと思えます。

【総務部長】 こうした熱心な先生、良い実践をされている先生方は、たぶん各地区、いろいろな研修会とかでも講師として呼ばれていて、若い先生方がそれを聞いて学んでいるというのはあるとは思っているのですけれども、確かに優秀な先生方のネットワーク、それをどうやってアクセスしていいかという部分は、いろいろな若い先生方が特に聞いてみたい質問、悩みもあると思います。そうしたことの観点で私も大事なと思って、今聞いておりました。そういう点がどういうふうに今後生かしていけるか、私どもの方で研究をしていっていききたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 いろいろな方々に、こういう賞を取られたということを周知されて

いるということですが、もっと身近な人には伝わってきていないというような印象があります。ですから、まずその学校の生徒、保護者、地域の人、例えば地域の教育の新聞等に掲載してもらい、ホームページ等に紹介して、もっと自慢されていいのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

【総務部長】 今回の受賞は、教育委員会も招いての授賞式になりますので、そういったところでそういう話もしながら、各区市町村教育委員会でも周知してもらえよう、こちら側も少しお願いしてみたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。大変貴重な御意見を賜っておりますので、今後の改善の方にも生かしていきたいと思っております。

それでは、他にございませんようでしたら、本件につきまして報告として承るということで、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月9日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長の方からお願いいたします。

【教育政策課長】 今月の第4木曜日であります、12月26日は、現在案件がございません。つきましては、次回の定例会は来年1月の第二木曜日となります、1月9日午前10時から、ここ教育委員会室で開催したいと存じます。以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明のとおり、12月26日は案件がないとのことですので、12月26日の教育委員会は開催しないことといたしまして、次回は来年1月の第二木曜日1月9日に開催をいたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、次回の教育委員会は1月9日午前10時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

日程そのほか、何かございましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時30分)